

ID: 175

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市エルム高原家族旅行村条例 第8条第1項		
例規番号	平成6年条例第3号		
<p>【根拠条文】 (使用料の納付) 第8条 第5条の占有使用の承認を受けた者,又は第6条第1項の承認を受けた者は,別表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし,市長が特別の理由があると認めるときは,当該使用料を後納することができる。</p> <p>2 前項の使用料は,市長が公益上又はその他特別な理由があると認めるときは減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 178

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	承認の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市エルム高原家族旅行村条例 第12条(第15条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成6年条例第3号		
<p>【根拠条文】 (承認の取消し等) 第12条 次の各号の一に該当するときは, 使用を停止し, 又は使用承認を取り消すことができる。 (1) 使用承認の条件に違反したとき。 (2) 条例に違反したとき。 (3) その他公益上止むを得ない事由が生じたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長, 教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は, 公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が, 暴力団の活動に利用されると認められるときは, 当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は, 既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において, 当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは, 当該許可若しくは承認を取り消し, 又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 179

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	赤平市エルム高原家族旅行村条例 第16条		
例規番号	平成6年条例第3号		
<p>【根拠条文】 (罰則) 第16条 次の各号の一に該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。 (1) 第6条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者 (2) 第7条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者 (3) 第10条の規定に違反した者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市保養センター条例 第4条第1項		
例規番号	平成7年条例第6号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第4条 前条の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 市長は、特別な事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 183

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市保養センター条例 第5条(第8条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成7年条例第6号		
<p>【根拠条文】 (使用承認の取り消し等) 第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、保養センターの使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。 (2) 使用者が施設、設備その他の物件を故意に損傷し、又は滅失したとき。 (3) その他、管理運営上不相当と認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 185

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市ケビン村条例 第5条第1項		
例規番号	平成7年条例第7号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第5条 前条の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料金を施設を使用する際に納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料金は、市長が公益上又はその他特別な理由があると認めるときは減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 187

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	承認の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市ケビン村条例 第8条(第11条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成7年条例第7号		
<p>【根拠条文】 (承認の取消し等) 第8条 市長は、次の各号の一に該当するときは、ケビン村の使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用承認の条件に違反したとき。 (2) 条例、規則に違反したとき。 (3) 使用者が施設、設備その他の物件を故意に損傷し、又は滅失したとき。 (4) 管理運営上不適当と認めるとき。 (5) その他公益上止むを得ない事由が生じたとき。 <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 190

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市エルム高原オートキャンプ場条例 第7条第1項		
例規番号	平成10年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第7条 第4条の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は,別表第2に定める使用料を施設を使用する際に納入しなければならない。 2 前項の使用料は,市長が公益上又はその他特別な理由があると認めるときは減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 192

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	承認の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市エルム高原オートキャンプ場条例 第10条(第13条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成10年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (承認の取消し等) 第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、オートキャンプ場の使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。 (1) 使用承認の条件に違反したとき。 (2) 条例、規則に違反したとき。 (3) その他公益上止むを得ない事由が生じたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市産業研修ホール条例 第8条		
例規番号	昭和61年条例第11号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第8条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても市は、その賠償の責を負わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 使用申請書の記載事項に偽りがあったとき。 (4) その他公益上、又は研修ホールの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。 <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。 			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 212

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市産業研修ホール条例 第9条第1項		
例規番号	昭和61年条例第11号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第9条 研修ホールの使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日